

## ビットキャッシュ加盟店約款

本ビットキャッシュ加盟店約款（以下、「本約款」という。）は、ビットキャッシュ株式会社（以下、「BC社」という。）が提供する決済サービスの利用者（以下、「利用者」という。）とビットキャッシュとの間に適用されるものとし、利用者はあらかじめ本約款に同意の上、ビットキャッシュの受諾に基づき本件決済サービスを利用するものとする。

### 第1条（契約の目的）

本約款は、利用者がBC社の提供するビットキャッシュ決済サービスを利用して、顧客に対して商品等を提供する場合の利用者とBC社の契約（以下、「本契約」という。）につき定めることを目的とする。

### 第2条（定義）

本約款における各種の用語の定義は以下のとおりとする。

#### (1) ビットキャッシュ決済サービス

BC社が提供する、インターネット等を利用した店舗でのビットキャッシュを利用した通信販売における商品等に関わる代金（商品等の販売に係る租税公課、送料、その他手数料を含む場合があることとし、以下、「商品代金」という。）の回収又は収納の代行、商品代金の回収又は収納に係る情報の伝送・処理サービス（以下、「決済情報処理サービス」という。）及びこれに付随するサービス。

#### (2) ビットキャッシュ

BC社が発行、販売するプリペイド式の電子マネーで、ビットキャッシュ情報が記載された印刷物や、ビットキャッシュ情報そのものをいう。

#### (3) ビットキャッシュ情報

BC社が発行し顧客が商品等を購入するために必要なひらがなIDと、その情報をBC社が管理する為の管理番号をいう。

#### (4) 管理番号

BC社がビットキャッシュの持つ情報（残高や利用履歴、セグメントやひらがなID等）を管理し、BC社や利用者が顧客からの問合せ対応等に利用する為の、16桁の数字情報。

#### (5) ひらがなID

ビットキャッシュ決済を行なう為に、顧客が利用する16文字のひらがなID。

#### (6) セグメント

ビットキャッシュをビットキャッシュEX・ビットキャッシュSTという2つの種類に区別した後のそれぞれの区分をいう。

#### (7) ビットキャッシュEX

20歳以上向けのコンテンツを含む、加盟店がビットキャッシュ決済サービスの対象として指定したすべての商品等の購入に利用できるビットキャッシュ。20歳以上の顧客のみ購入できる。

#### (8) ビットキャッシュST

20歳以上向けのコンテンツをのぞく、加盟店がビットキャッシュ決済サービスの対象として指定したすべての商品等の購入に利用できるビットキャッシュ。全ての顧客が購入できる。

#### (9) 本件決済サービス

利用者が利用を申し込み、BC社がその提供を受諾したビットキャッシュ決済サービス。

#### (10) 利用者

本約款に同意して、BC社に利用（加盟店）申込を行いBC社が受諾して本契約を交わした法人又は個人。

#### (11) 加盟店

利用者が、ビットキャッシュ決済サービスを利用して商品等を顧客に対して販売若しくは提供する事を目的として運営するインターネット上の店舗で、1ドメインを1加盟店とする。

(12) 顧客

加盟店にて、ビットキャッシュ決済サービスで商品等の購入を申し込んだ、又は利用者より当該申込を提供された、個人又は法人。

(13) 商品等

利用者が加盟店で顧客へ販売若しくは提供する、物品・サービス・権利・役務・ソフトウェア等をいう。

(14) コンテンツ

利用者が加盟店で提供又は表示する一切の情報。

(15) クレジット

顧客がビットキャッシュ決済サービスを利用して加盟店で商品等を購入する際に、商品等の価格を表示する単位。また、ビットキャッシュの額面及び残高の単位。

(16) 決済手数料（消費税相当額別途）

決済額に応じて支払う手数料の料率を、決済手数料率といい、ビットキャッシュ決済サービスを使用した利用者が、BC社に対してその決済額に決済手数料率を乗じて支払う手数料。

(17) 店舗ID

BC社が利用者に対し、加盟店毎に貸与する固有のID。ビットキャッシュ決済サービスの利用及び登録情報の変更などに利用。

(18) 決済事業者

BC社がビットキャッシュ販売の際にクレジットカードやコンビニ、インターネット銀行などの決済代行を委託する事業者。

### 第3条（契約の成立）

本約款に定める本件決済サービスの利用に関する利用者とBC社の契約（本契約）は、利用者が本件決済サービスの利用申込書（以下、「加盟店申込書」という。）を提出し、当該申込及び申請に対するBC社による審査の後、BC社が本件決済サービスの提供の受諾を通知した時に成立するものと見做す。

### 第4条（本件決済サービスのサービス開始日）

利用者は本件決済サービスの開始が可能な日（以下、「サービス開始日」という。）をBC社に対して電子メール等で報告し、BC社の承認をもって、本件決済サービスを開始できるものとする。但し、利用者は、報告した日がサービス開始日とならない可能性があることを予め了承する。この場合、BC社は可能な範囲で速やかに開始日を決定し、利用者に対して通知する。

### 第5条（第三者への委託）

BC社は、本件決済サービスの提供に必要な業務の全部又は一部を、BC社の責任において決済事業者その他の第三者に委託できるものとする。

### 第6条（提供する商品等）

1. 利用者は、本件決済サービスを利用するにあたり、次の各号記載の事項を保証するものとする。

(1) 利用者が加盟店で提供し、又は今後提供する予定の商品等は、別途利用者がBC社に提出した加盟店申込書、又は利用者がBC社に提出し、BC社が承認した変更届に記載したものに限ること。

(2) 利用者の作成した販売条件や商品説明等を含むコンテンツの表示内容に基づく瑕疵のない商品等の販売又は提供を行うこと。

(3) BC社との間で本契約の遂行に必要な諸データの受け渡しができるシステム環境を有しており、同体制を維持すること。

(4) 提供した商品等に関する発送及びアフターサービスの体制が整っており、同体制を維持すること。

(5) 旅行商品・酒類・商品券類・金銀の地金・タバコ・印紙・切手・医薬品・医薬部外品・中古品など、法令その他規制（自主規制を含む）により許可又は届出が義務づけられている営業又は商品の販売を行う

利用者は、当該営業又は商品等の販売を開始する前に、当該監督機関から交付された営業許可証等の写しを提出し営業又は販売が認可されたことをBC社に証明すること。

(6) 加盟店及び顧客対応に使用する言語は原則として日本語とすること。

(7) BC社が宣伝を目的として利用者の名称・ロゴ等は無償で使用許諾すること。ただし、所有権、著作権その他一切の権利は、BC社に移転しない。

2. 利用者は、本約款に従って、商品等を顧客に販売若しくは提供することができるものとする。但し、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとする。BC社は各項につきこれを確認し、問題があると判断した場合、その改善を利用者に申し入れることができる。

(1) 銃刀法・麻薬取締法・ワシントン条約、その他関連法令の定めに違反するもの

(2) 動物（食用品は除く）

(3) 犯罪行為を惹起するおそれがあるもの

(4) 生命又は身体に危険をおよぼすおそれがあるもの

(5) 猥褻性のあるもの又は通常人に嫌悪感をおぼえさせるもの

(6) 通常人の射幸心をあおるもの

(7) 偽造、虚偽又は詐欺的なもの

(8) 第三者の著作権、商標権、意匠権及び特許権等知的財産権を侵害するもの

(9) 第三者の財産、プライバシー、肖像権、パブリシティ権等を侵害するもの

(10) 決済事業者のイメージを低下させるもの

(11) その機能及び品質に瑕疵のあるもの

(12) わいせつ、売春、暴力、残虐等公序良俗に反するもの

(13) 有害プログラムを含んだもの

(14) 公職選挙法に違反するもの

(15) その他法令に違反し又は違反するおそれのあるもの

(16) 第三者を誹謗し、中傷し又は差別するもの

(17) 社会通念上ふさわしくないもの

(18) 著しく品位を損なうもの

(19) その他、公序良俗に反するもの

(20) その他、顧客に提供する商品等として不相当であるとBC社が判断するもの

3. コンテンツの知的財産権に関して第三者からの異議申立が生じた場合には、利用者の責任と費用負担において解決するものとする。

4. 利用者は、加盟店で販売する商品等の内容に応じて、次の各号の仕様に従い、顧客が購入できる商品等に対して、セグメントの制限を設けなければならないものとする。

(1) 法令、自主規制等で購入に年齢制限がある商品等の場合や、BC社の判断でそれに類するとみなした商品等の場合は、ビットキャッシュEXのみで購入できるようにすること。

(2) 法令、自主規制等で購入に年齢制限がある商品等を含まない、全年齢を対象とした商品等の場合は、ビットキャッシュEXとビットキャッシュSTで購入できるようにすること。

5. BC社が加盟店で販売されている商品等のセグメント設定が適切でない判断した場合は、BC社は利用者に対して、商品等のセグメント設定の修正を申し出、利用者は速やかにその設定を修正するものとする。

なお、修正に関わる顧客からの苦情、問合せなどは利用者の責任において、誠意を持って速やかに対応しなければならない。

6. 利用者は、募金やお布施など、対価なく、または提供する商品なく決済を行うなどにより為替取引を行ってはならない。

7. 利用者は、決済事業者のイメージを低下させる販売行為又は提供をしてはならない。

#### 第7条 （業務運用方法等の変更）

利用者は、通信販売の運用方法、申込受付方法等に変更が生じた場合は予めBC社に届け出るものとし、BC社が必要と認めた場合は別途書面による変更手続きを行うものとする。

#### 第8条 （本件決済サービスの利用）

1. 利用者は、本件決済サービスを本約款の目的及び内容に反しない範囲で利用ことができ、その利用の対価としてBC社に対し別に定める決済手数料を支払うものとする。

2. 利用者は、本約款が、前項に定める以外に、BC社が権利を有する著作権、商標権、意匠権、特許権及びその他の知的財産権に関する利用若しくは使用の権利を、利用者に許諾するものではないことに同意する。

3. 利用者は、顧客とのトラブル、システム障害によるトラブル等、予想されるトラブルにつき、一方的に顧客が不利にならないよう取り計らうものとし、利用者が責任を負担しない範囲について顧客が理解できるよう加盟店に明示しなければならない。
4. 利用者は、顧客に対し商品等の購入の申込、承諾について、その仕組みを提示し、顧客が取引の成立時期を明確に認識できる措置を講じるものとする。
5. 利用者は、顧客との間での取引に関する情報の二重送信や誤入力が生じないように確認画面を表示するなど誤操作の防止措置を講じるものとする。
6. BC社は、利用者に対し、決済情報処理サービスの利用を目的として、利用者がサーバーのコンピュータ・プログラムを開発するためにソフトウェア（以下、「本件ソフトウェア」という。）を提供する。当該コンピュータ・プログラムの開発（本件ソフトウェアの改変を含む。）は、BC社所定のマニュアルに基づき、利用者自身の費用と責任で行うものとする。
7. 利用者は、顧客に商品等を販売する前に自己の責任において正常に購入できることを確認するものとする。

#### 第9条 （顧客との紛議）

1. 利用者は、顧客からの苦情、問い合わせ等に対する窓口をBC社に届出ると共に、これらの情報を加盟店サイト上で顧客にわかりやすく設置して当該窓口で受け付ける苦情、問い合わせに対し速やかな対応を行うものとし、利用者とその顧客との間で本件決済サービスにおける商品代金の回収又は収納の原因関係たる売買取引の債務不履行等の瑕疵、不成立若しくは不存在等をめぐる苦情、紛争等が生じた場合であってもBC社に一切の損害、迷惑等を及ぼさないものとする。
2. 顧客からの利用者の商品等に対する苦情・商品返品・商品取替・中途解約の請求・広告上の解釈・アフターサービス等については、利用者がある全責任をもって速やかにその処理に当たるものとし、BC社に一切迷惑をかけないものとする。
3. BC社は利用者の問合せ受付先の情報を顧客に対し掲示あるいは告知できるものとする。
4. 利用者は前項の顧客からの苦情、問い合わせ等に対する窓口（電話、FAX、問合せフォーム等）を常に維持、稼働させ、自己の責任において確実に遅滞無く顧客からの問合せに対応するものとする。
5. 前条で保証した商品等あるいは行為に関してBC社に直接苦情があった場合、第6条第2項の改善申し入れに応じない場合、又は本約款に違反している場合には、利用者の利用を制限しあるいは本契約35条に従い、本約款に基づく契約を解約できるものとする。
6. その他顧客から利用者になされた苦情は、顧客と利用者が協議の上、誠実にかつ遅滞無く解決するものとする。
7. BC社は、顧客から商品等あるいは行為に関する苦情を受けた場合には、利用者に対し商品等の確認を要求できるものとし、利用者はこれに協力するものとする。BC社は、顧客からの苦情について、利用者の円滑な処理のために、ひらがなIDを除く各種の情報提供、助言等を誠意をもって行う。

#### 第10条 （商品等の告知）

1. 利用者は、利用者の責任と負担において、コンテンツ掲載、商品等の告知の企画・制作を行い、BC社から要請があった場合には、その内容を事前にBC社に届け出るものとする。
2. 利用者は、前項のコンテンツ掲載・商品等の告知、その他広告の制作にあたり以下の事項を遵守するものとする。
  - (1) 特定商取引法・景品表示法、著作権法、商標法等の法令など（行政機関が発する告示・通達等を含む）に違反しないこと。
  - (2) 顧客の判断に錯誤を与える恐れのある表示をしないこと。
  - (3) 公序良俗に反する表示をしないこと。
  - (4) 以下の事項について表示を行うこと。
    - ①利用者の名称
    - ②利用者の所在地
    - ③利用者の電話番号
    - ④利用者の電子メールアドレス
    - ⑤利用者の代表者及び販売責任者の氏名及びこれらの者への連絡方法
    - ⑥その他、BC社が必要と認めた事項
3. 利用者は、商品等の告知にあたり商品代金を円建て若しくはクレジット建てで表示するものとする。
4. 利用者は、加盟店で利用できるビットキャッシュのセグメントについて、以下の意味が分かる内容を、顧客に対して加盟店のホームページ上で記載すること。
  - ① 法令、自主規制等で年齢制限がある商品等は、ビットキャッシュEXのみで購入できるということ。

② 法令、自主規制等で年齢制限がある商品等を含まない、全年齢を対象とした商品等は、ビットキャッシュST及びビットキャッシュEXで購入できるということ。

#### 第11条 (資料提供等)

1. 利用者は、BC社から加盟店の運用に必要な情報、資料の提供を求められた場合、これに応じるものとする。
2. BC社は、利用者が本約款に違反している恐れがあると判断した場合、又はその事実が判明した場合、その事実又は合理的な理由を利用者に提示したうえで、利用者の業務時間内において、利用者の事業所内に立ち入り、利用者の本約款の遵守状況を確認することができるものとする。
3. 利用者は、BC社との間の契約に定める事項について、利用者に対して調査の協力を求められた場合には、その求めに速やかに応じるものとする。

#### 第12条 (禁止事項)

1. 利用者は、本件決済サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとする。
  - (1) 第6条第2項に定める商品等を販売、提供する行為
  - (2) 旅行商品・酒類・商品券類・金銀の地金・タバコ・印紙・切手など、法令その他規制(自主規制を含む)により許認可又は届出が義務づけられている営業又は商品等の販売を、無許可又は無届とする行為
  - (3) 本件決済サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
  - (4) 本件決済サービスを本約款に定める商品代金の回収又は収納以外の目的に使用する行為
  - (5) 有害なコンピュータ・プログラムなどをBC社のシステム又は第三者(顧客を含む。以下同じ)のコンピュータに送信又は書き込む行為
  - (6) 第三者に成りすまし本件決済サービスを利用する行為、及び利用者になりすまして本件決済サービスを利用させる行為
  - (7) BC社又は第三者の権利(特許権、商標権、著作権、営業秘密等の知的財産権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権、財産権等を含むがこれに限られない)を侵害し又は侵害するおそれのある行為
  - (8) 第三者の設備等、又は、BC社による本件決済サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
  - (9) 無限連鎖講(ねずみ講)を開設し、又はこれに勧誘する行為
  - (10) BC社のイメージを低下させる販売行為又は提供行為
  - (11) 本約款の規定に違反する行為
  - (12) その他法令など(行政機関が発する告示・通達等を含む)に違反し又は違反するおそれのある行為
2. BC社は、利用者が前項各号に該当する行為を行っているか、若しくは当該行為を行うおそれがあると判断した場合、又は決済事業者が利用者の行う通信販売が不相当であると判断したときは、利用者、加盟店のコンテンツの全部若しくは一部の削除、又は商品等の全部若しくは一部の販売又は提供の停止を求めるところからできるものとし、利用者は、BC社からかかる要求があった場合はこれに従うものとする。

#### 第13条 (差別的取扱の禁止)

利用者は、顧客に対し、正当な理由なく申込を拒絶したり、他の支払方法を要求したり、他の支払方法と異なる代金・料金を請求する等、本件決済サービスを利用して通信販売の申込を行った顧客に不利となる差別的取扱や加盟店が提供するサービスの媒体によって本件決済サービスの利用の可否を異にするなど、本件決済サービスの円滑な使用を妨げる何らの制限も行わないものとする。

#### 第14条 (権利の帰属)

1. 商品等に関する所有権、著作権その他一切の権利は、本約款により、利用者からBC社に移転するものではない。
2. 利用者は、商品等に第三者の著作権その他の権利が含まれている場合は、何ら支障のないように必要な手続きを利用者が行った上で、商品等を提供するものとする。

#### 第15条 (通知)

1. BC社から利用者に対する通知、支払明細書等の送付などの通知は、別段の定めのある場合を除き、利用者が予めBC社に通知したアドレス宛の電子メールにより行うものとする。但し、通信障害等やむをえない事態が発生した場合は他の適当な方法で行うものとする。
2. BC社から利用者への電子メールは、利用者のメールアドレスへの発信をもって利用者へ通知されたものとする。但し、前項但書の場合を除くものとする。

3. 利用者は、BC社からの通知の有無及びその内容を確認するため利用者宛ての電子メールをその営業日において毎日1回は閲覧できる体制を維持するものとし、通信障害等やむをえない場合には、代替の通信手段をBC社に通知するものとする。
4. 利用者は、本約款に基づきBC社へ届け出た氏名、名称、商号、所在地、通信販売の運用方法、申込受付方法、又はその他の重要な事項を変更する場合は、事前にBC社が定めた様式をもって届出るものとする。
5. 利用者は、前項の届出が無い場合、BC社からの通知、送付書類、その他のものが延着、又は不到達となったときであっても、それらが通常到着すべきときに到着したものと見做す。
6. 前項に定める場合のほか、利用者は、商品等のセグメント、銀行口座その他BC社に届け出た事項を変更しようとするときは、BC社の書類に変更事項及び変更予定日等を記入のうえ、変更予定日の30日前までにBC社に届出るものとする。
7. 利用者は、加盟店のURL その他コンテンツの閲覧場所又はメールアドレスを変更する場合、又は、コンテンツを大幅に変更する場合、事前にBC社に通知し、必要に応じその承諾を得るものとする。これらの通知及び承諾は、電子メール又は書面によるものとする。
8. 利用者が第4項及び第6項の届出、又は第7項の承諾取得を怠ったことにより生じた利用者の損失その他の負担について、BC社は一切その責を負わないものとする。
9. 通信回線の障害により判読不能な部分がある場合は、利用者は遅滞無くBC社に再送信の依頼を行うものとする。再送信してもなお判読不能の場合、利用者は直ちにその旨をBC社に通知し、BC社は電子メール以外の方法で内容を利用者へ通知する。通知発信日から起算して5日以内にその通知内容について利用者から異議の申し立てが無い場合はこれを承認したものと見做す。
10. BC社は、本条第1項の有効性を確保するために、BC社がインターネット上で提供する告知システムにより電子メールの送信を告知し、利用者は通知の有無を認識するために、少なくとも10日に1回以上送信の有無を確認するものとする。

#### 第16条 (決済情報処理サービスの停止又は中断)

1. BC社は、以下の場合に該当する場合は、決済情報処理サービスの一部又は全部の提供を停止することができるものとする。
  - (1) BC社によるシステムの定期的な点検・補修を行う場合。
  - (2) BC社がシステムの適正な運用のため必要と認めた場合。
  - (3) BC社のシステムによって利用者のサーバ運用に支障が生じる、又は支障が生じる恐れがある場合。
  - (4) BC社のサービスに使用する通信回線が輻輳又は使用不能な場合。
  - (5) BC社が決済情報処理サービスで利用しているハードウェア又はソフトウェアの障害・不具合により決済情報処理サービスが停止又は中断した場合。
  - (6) BC社が利用者に決済情報処理サービスの提供を行うことが不相当と判断した場合。
2. BC社が前項の決済情報処理サービスの停止を行う場合には、予め、その理由、実施期日及び期間を利用者に通知するものとする。但し、緊急の場合、又は火災、停電、天災その他の不可抗力による場合は除くものとする。
3. BC社は、決済情報処理サービスにおける利用者とのBC社間の伝送に用いる回線、若しくはBC社または利用者の機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等決済情報処理サービスの運営障害について一切の責を負わないものとする。

#### 第17条 (秘密保持)

1. BC社及び利用者は、相手方の書面による事前の承諾なくして、契約に基づき知り得た相手方固有の業務上、技術上、営業上、その他一切の有用な秘密情報（以下「秘密情報」という。）を、弁護士・税理士・公認会計士等の守秘義務を負う者以外の第三者に開示、漏洩しないものとする。なお、秘密情報を相手方に開示する場合には、秘密である旨を明示するものとする。（以下、秘密情報の開示当事者を「開示者」、秘密情報の受領当事者を「被開示者」という。）
2. 本条第1項の規定にかかわらず、被開示者が、次の各号のいずれかに該当することを証明することのできる情報は、秘密情報には含まれないものとする。
  - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、又はその後被開示者の責によらずして公知となった情報
  - (2) 被開示者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
  - (3) 開示の時点ですでに被開示者が保有している情報
  - (4) 被開示者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
  - (5) 開示者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
  - (6) 管轄官公庁若しくは法令の要求により開示された情報

3. 前項の規定にかかわらず、被開示者は、事前に書面による開示者の承諾を得た場合、または裁判所、検察、警察及び監督官庁による、適法・適式な情報の問い合わせに対する秘密情報の開示はこの限りではなく、機密情報を第三者に開示することができる。また、BC社は、BC社の親会社（会社法第2条第4号に定義される親会社をいう）、BCの親会社の子会社（会社法第2条第3号に定義される子会社をいう）及びBC社の親会社の関連会社（会社法施行規則第2条第3項第20号に定義される関連会社をいう。）に秘密情報を必要な限度で開示することができる。
4. BC社は、決済情報処理サービスにおける通常取引の処理又はサービスの維持のために当然に開示すべき者への開示以外、利用者の了解を得ずして、決済情報処理サービスにおいて処理されるデータの他への開示は行わない。但し、次の各号の場合についてはこの限りではない。
  - (1) 顧客の同一性確認（本人確認）のために用いる場合。
  - (2) 紛争の解決のために用いる場合。
  - (3) 法令又は政府当局若しくは裁判所の命令に従うために開示する場合。
  - (4) 個々の利用者を特定しない形で統計的データを開示する場合。
5. 前各項の守秘義務は本約款に基づく契約の終了後も存続する。
6. BC社及び利用者は業務の処理を第三者に委託するなどのことにより、当該第三者が互いの秘密事項に接することになるときは、当該第三者に対して第1項と同様の守秘義務を課すと共にこれを遵守させるものとし、かつ当該第三者の行為に関し、当該委託をなしたBC社又は利用者が責を負うものとする。

#### 第18条（地位の譲渡等の禁止）

1. 利用者は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。但し、BC社が事前に承諾した場合を除く。
2. 合併又は会社分割等により、利用者から本契約上の地位を包括承継した者は、承継した日から30日以内にBC社にメール等で連絡後、BC社所定の書類を提出するものとする。上記期間内の書類提出がなかった場合、BC社は何らの催告なくして本契約を解約できるものとする。

#### 第19条（商品代金）

加盟店は顧客に対する商品等の商品代金を円建て、若しくはクレジット建てで表示する。ただし、クレジット数は整数とする。また、商品等の販売価格は、1クレジット～上限無しとする。

#### 第20条（ロゴマークの表示義務）

加盟店はBC社から提供されるビットキャッシュロゴマークをビットキャッシュ加盟店の証として加盟店サイトに表示するものとする。ビットキャッシュロゴマークが変更された場合、加盟店は速やかに加盟店サイト等に表示しているビットキャッシュロゴマークを変更後のものに変更するものとする。

#### 第21条（役務）

BC社は自己の責任においてビットキャッシュを発行、販売する。

#### 第22条（店舗ID等の利用と貸与）

BC社は、利用者が登録情報の変更などを自社にて行えるよう、利用者にBC社が別途定める店舗ID並びにパスワードを貸与する。BC社が発行する店舗IDとパスワードは、1加盟店に1つを原則とし、利用者は1つの加盟店に対して1つの店舗IDとパスワードを利用することとする。利用者はBC社の許可なくして、1つの店舗IDを複数の加盟店で利用してはならない。また、利用者は貸与された店舗ID並びにパスワードをBC社の書面による許可無く第三者に開示してはならない。

#### 第23条（転貸等の禁止）

利用者は、本約款に基づくビットキャッシュ決済サービスの利用権を含む一切の権利について、名目の如何を問わず、第三者にこれを貸与、譲渡又は担保設定等を行ってはならないものとする。なお、利用者が貸与、譲渡又は担保設定等を行っているかどうかはBC社が、自己の裁量で判断するものであり、利用者はBC社の判断に異議を申し出ないものとする。

#### 第24条（購入取引の成立）

1. 商品等の購入取引は、顧客が加盟店のサイト上でビットキャッシュ決済サービスによる商品等の購入の意思表示をなし、BC社が利用者に承認したときに利用者と顧客の間で成立する。
2. 前項の購入取引が成立した場合、BC社は本約款に基づき利用者との間で顧客が商品等の購入時にビットキャッシュ決済サービスを利用した商品等の代金決済を行うものとする。

#### 第25条 (支払方法)

1. B C社は、利用者に対し、毎月末日を締切日として翌月10日までにB C社よりその支払明細を電子メールで通知し、通知された日の翌月末日までに商品代金の総額からB C社が受領する別途計算された決済手数料にその消費税相当額を加算した金額を控除した残額を、利用者の指定する銀行口座への振込により支払うものとする。
2. 本条に従って、B C社が利用者に対する支払を行う際の銀行振込手数料は、利用者が負担するものとする。

#### 第26条 (商品等の売上)

1. 商品等の売上は、第25条に定める支払方法に従って利用者に支払われるものとする。
2. 利用者が以下のいずれか1つに該当する場合、利用者は、B C社が該当の利用クレジットを売上クレジットから控除、若しくは利用者に対するその他の債務と相殺できること、また、支払い済みの場合は遅滞なくB C社に返還しB C社が該当の利用クレジットを売上クレジットから控除することを予め了承する。なお、B C社は自己の裁量で判断するものであり、利用者はB C社の判断に異議を申し出ないものとする。
  - (1) 本約款第22条、第23条、または第31条に違反したとB C社が判断した場合
  - (2) ビットキャッシュ決済サービスが利用者により不正に利用されたとB C社が判断した場合
  - (3) 顧客により利用されたビットキャッシュが、顧客と利用者が共謀等することにより、不正に購入、又は利用されたものであるとB C社が判断した場合
3. 利用者は、B C社が前項に定める措置をとっても、顧客に対し原状回復を求めるなど不利益を課してはならない。

#### 第27条 (決済手数料率の変更)

決済手数料率の変更と変更実施月は30日以内の予告期間をもってB C社より利用者へ通知され、変更実施月の購入取引から新しい決済手数料率が適用されるものとする。予告期間が経過した以降も利用者が本件決済サービスの利用を継続したときは、利用者が決済手数料率の変更を認めたものと見做し、変更後の決済手数料率を適用する。

#### 第28条 (訂正と確定)

第25条における支払額に、利用者への払戻し額又は取消し、訂正等のある場合は、利用者はB C社から翌月10日までに通知される支払明細に対し、同月20日までに訂正の申し出を行うものとし、その訂正内容に関しB C社と利用者が協議の上支払額を確定するものとする。この申し出が無い場合、利用者は支払額に同意したものと見做す。

#### 第29条 (租税公課)

印紙税、消費税等利用者への支払に係る租税公課の課税のある場合、利用者がこれを負担するものとする。また、源泉所得税等B C社が利用者への支払額より控除すべきものがある場合は、これを控除して支払うものとする。

#### 第30条 (支払猶予等)

1. 利用者に対する第25条に基づく支払額が金壱万円に満たない場合は、その支払を翌月に繰り越し、留保された金額の累計が金壱万円を超えた月の支払いによって利用者に支払うものとする。なお、ここでの支払額は、銀行振込手数料を控除する前の金額を指す。
2. 前項にかかわらず、本契約終了後に締切日が到来する第25条に基づく支払においては、利用者に対する支払額が金壱万円に満たなくとも、利用者に対し第25条に基づき支払を行う。但し、当該支払額が利用者において負担すべき銀行振込手数料金額以下の場合には、この限りではない。なお、当該支払額が利用者において負担すべき銀行振込手数料金額以下の場合、B C社は、利用者が当該銀行振込手数料金額又はその他の支払手段（為替小切手による支払等）にかかる費用をB C社が定める支払手段に従いB C社に払い込むことを条件として、当該支払額を利用者に対して支払うものとする。
3. 顧客が利用者若しくはB C社に抗弁を申し出た場合、当該抗弁に係る金額の支払は以下のとおりとする。
  - (1) 当該金額が支払前の場合、B C社は当該抗弁に係る金額、又は利用者に対する債務全額の支払を留保できるものとする。ただし、当該抗弁に係る金額のみを留保した場合、利用者に対するその余の債務の支払いは3カ月延期することができる。
  - (2) 当該抗弁に係る金額が支払済みの場合、B C社は利用者に対するその他の債務から同額、又はその全額を留保することができるものとする。尚、留保すべき債務が無い場合、利用者は当該抗弁に係る金額を遅滞無くB C社に返却するものとする。
  - (3) 当該抗弁事由が解消した場合、B C社は利用者へ留保した金額を支払うものとする。

4. B C社は、利用者に帰する事由により本約款に基づく契約が解約されたとき、自然災害等の不可抗力により支払ができないときまたはその他B C社において支払を留保すべき事由が生じたときと判断したとき、利用者に對する第25条に基づく支払を留保することができる。
5. B C社は、第25条及び本条第1項の支払手続を行ったにもかかわらず、利用者による第15条第6項に定める手続を怠った等の理由によって当該支払手続を完了することができなかった場合、利用者に対し、書面（ファクシミリを含むがこれに限らない。）、電話又は電子メールの方法により、支払先銀行口座等に関する情報を確認するための通知を行うものとする。当該通知がなされたにもかかわらず、当該通知を発信した日から14日間、利用者から何らの通知ないし連絡もなされなかった場合、支払先不確知の状態（以下、「支払先不確知状態」という。）と看做し、B C社は、支払先不確知状態から脱するまでの間、利用者に対する第25条及び本条第1項に基づく支払手続を留保することができる。なお、B C社は、支払先不確知状態の間において、利用者に対して、本項に定める以上の通知、連絡その他の義務を一切負わないものとし、これにより利用者が生じる損害についても、一切の責任を負わないものとする。

#### 第31条（店舗ID等の管理義務）

利用者は、B C社から貸与された店舗ID及びパスワードの管理について善管注意義務を負担するものとし、不正使用を防止する責任を負うものとする。また、利用者の店舗ID等の管理において問題が発生した場合、利用者が生じた損害について、B C社は一切の責任を負わないものとし、B C社に損害が発生したときには、利用者がその損害を賠償する責めを負う。

#### 第32条（届出を必要とする営業及び商品等の販売）

法令によって許認可または届出が義務づけられている営業又は商品等の販売を行う利用者は、当該営業又は商品等の販売を開始する前に、当該機関から交付された営業許可証等の写しの提出により営業が認可されたことをB C社に証明するものとする。

#### 第33条（注意事項）

利用者は、顧客が加盟店で使用したひらがなIDを保存してはならない。また、顧客が入力したひらがなIDをメールや加盟店サイト上に表示してはならない。但し、管理番号の提示は求めることができるものとする。

#### 第34条（賠償責任）

1. 利用者及びB C社は、本約款に違反することにより、又は、本件決済サービスの利用又は提供に関して、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。但し、B C社が負う損害賠償責任の範囲は、利用者が現実には被った直接かつ通常の損害に限られ、特別損害、間接損害、逸失利益は含まれないものとする。なお、B C社は、本約款に定める他、決済情報処理サービスの合理的又は回避不可能な変更や停止、又は決済処理サービスの中断又はエラーに起因する利用者の損害に対して賠償の責を負わないものとする。
2. 本約款に基づくB C社の利用者に対する損害賠償金の額は、B C社の故意又は重過失による場合を除き、当該損害賠償を行う時点で過去3ヶ月間に利用者がB C社に支払った金額の合計を上限とする。
3. 利用者は、本約款に違反することにより、又は、本件決済サービスの利用及び提供に関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、自己の責任で解決するものとする。
4. B C社は、本約款の履行が地震、洪水、戦争、内乱、法令の改廃、所轄官庁の命令その他の不可抗力の事由によって不履行若しくは遅滞となった場合、利用者に対し損害賠償の義務を負わないものとする。

#### 第35条（契約違反等による契約の解約）

1. 顧客からの苦情等により、B C社より本契約の継続が不適当と判断される事由が利用者存し、B C社が相当期間を定め催告を行ったにもかかわらず当該事由が解消しない場合、B C社は、直ちに本契約を解約することができるものとする。
2. 利用者が次の各号に掲げる事由に該当したときは、何等の通知、催告を受けることなく当然に期限の利益を喪失するものとし、B C社は直ちに本約款に基づく契約を解約し残債権債務を清算することができる。但し、第4号の規定に拘らず、本約款の軽微な違反に関しては前項の定めによる。なお、B C社と利用者との間に本約款に基づく契約が複数あるときは、その一つが次の各号に掲げる事由に該当した場合は全ての契約について該当したものを見做す。
  - (1) 本件決済サービスの利用を申込みするに際し、虚偽の届出を行っていた場合
  - (2) 第6条第2項に該当する商品等を扱っていた場合
  - (3) 第12条第1項に該当する行為を行っていた場合
  - (4) 本約款に違反した場合
  - (5) 自ら振り出した若しくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合

- (6) 差押・仮差押・仮処分申立又は滞納処分を受けた場合、破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立を受けた場合又はこれらの申立を自らした場合、私的整理による会社再建の申請又は手続きがなされた場合、合併等企業再編によらず解散した場合
  - (7) 営業を停止したとき、又は所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けたとき
  - (8) 本件決済サービスの利用において信用販売制度を悪用していることが判明した場合
  - (9) 営業又は業態が公序良俗に反すると判断された場合
  - (10) B C社の名誉・信用を毀損し、又は業務を妨害する行為をした場合
  - (11) 刑法違反の疑いにより警察あるいは検察当局の捜査の対象とされたとき
  - (12) その他財政状態が悪化し又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
  - (13) 利用者がB C社に対して故意に業務上の妨げを行ったとき
  - (14) 利用者が不正に入手又は改ざんしたビットキャッシュを加盟店で利用したとき
  - (15) 利用者が暴力団等の反社会勢力であること、または、過去に暴力団等反社会勢力であったこと、暴力団等反社会勢力が実質的に利用者の事業活動を支配していることが判明したとき又はそのおそれがあるとき
  - (16) 自らまたは第三者を利用して詐術粗野な振る舞い、合理的範囲を超える要求、暴力的行為脅迫的言辞を用いるなどをしたとき
  - (17) 利用者の所在不明で相当の期間連絡が取れないなど信義に反すると判断されたとき
  - (18) 利用者の親会社（会社法第2条第4号に定義される親会社をいう）、B C社の親会社の子会社（会社法第2条第3号に定義される子会社をいう）及び利用者の親会社の関連会社（会社法施行規則第2条第3項第20号に定義される関連会社をいう。）が本項7号ないし16号に該当するとき
3. B C社は、利用者が第1項第2項各号の事由により本契約が解約された場合において、解約事由によって自己に生じた損害の賠償を第34条の規定に従って利用者に請求することができるものとする。
4. 利用者は、第1項15号の事由により本契約が解約された場合において、B C社に対し有する債権その他一切の権利を放棄する。但し、利用者はこれにより顧客に対し不利益を課してはならない。

#### 第36条（免責事項）

本約款に特に定めるほか、その他本件決済サービスの中止又は停止による利用者の損害について、B C社は一切責を負わないものとする。

#### 第37条（有効期間）

1. 本約款に基づくB C社及び利用者間の契約は、締結の日より2年間とし、その期間満了の日より3ヶ月前までにB C社又は利用者の書面による更新拒絶の意思表示が無いときは、さらに同条件で2年間延長するものとし、以後も同様とする。
2. 前項にかかわらず、第24条の規定に基づき成立した最後の購入取引から2年を経過したときは、当該2年経過した日が属する月の末日をもって本契約は自動的に終了するものとする。

#### 第38条（契約の終了）

B C社又は利用者は、前条第1項に定める有効期間中に本約款に基づく契約を終了する場合には、書面により3ヶ月前までに相手方に通知するものとする。

#### 第39条（残債務の整理）

1. 本約款に基づきB C社及び利用者間の契約が終了したまたは解約された時点において、利用者がB C社に対して、若しくはB C社が利用者に対して、残債務を負っている場合は、その弁済完了まで、各々の義務を負うものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、第25条に基づく支払にかかるB C社の利用者に対する未払金額が本契約終了後に行われる第30条第2項本文に基づく支払日より2年間増減しなかった場合（当該未払金額が本契約終了後にB C社が第30条第2項本文に基づく支払手続を行ったにもかかわらず第30条第5項に定義する支払先不確知状態を原因として支払手続を完了することができなかった当該支払手続日より2年間増減しなかった場合を含む。）、利用者の当該未払金額を受領する権利は、当該期間の末日に消滅するものとする。

#### 第40条（契約の終了に伴う措置）

1. 本約款に基づくB C社及び利用者間の契約が終了または解約された場合、利用者は直ちに本契約を前提とした商品等告知、取引誘因行為を中止するものとする。

2. 本約款に基づくBC社及び利用者間の契約の終了または解約以前に、利用者が顧客から商品等の購入の申込を受け付け、且つ顧客から入金された取引については、本契約の終了後においても本約款に従って利用者、BC社共にこれを履行するものとする。

3. 利用者は、本約款に基づく契約が終了又は解約された場合、利用者の責任において直ちにBC社から貸与されたソフトウェアの稼働を停止し、これを消去しなければならない。BC社が利用者に対しソフトウェアを消去したことの確認求めた場合は、利用者は確認を求められた日から5営業日以内にメールによって通知するものとする。また、利用者はBC社から貸与を受けた物品を直ちにBC社に返却するものとする。

4. BC社は、本約款に基づく契約が終了又は解約された場合、BC社は貸与したソフトウェア、ID、パスワード等を無効化し、BC社の責任において速やかに利用者の商品情報を無効化し、利用者登録を抹消するものとする。

#### 第41条 (約款等の変更)

1. 本約款を変更する場合、BC社は一定期間の予告期間において利用者に対し電子メール又はBC社のホームページ上などで変更を告知し、利用者が予告期間経過後ビットキャッシュ決済サービスの利用を継続したときは変更された約款を承諾したものと見做し変更後の約款を適用するものとする。

2. 決済手数料など経済条件を変更することについて、BC社が一定期間の予告期間において利用者に対し電子メールなどで告知し、利用者が予告期間経過後ビットキャッシュ決済サービスの利用を継続したときはその変更を承諾したものと見做しそれ以降変更された決済手数料を適用するものとする。

#### 第42条 (準拠法)

1. 本約款に基づく利用者とBC社との契約は、日本国の法律を準拠法とする。

2. 本約款に規定のない事項及び疑義が生じた事項については、民法その他法令に基づき、誠意をもって協議し解決することとする。

#### 第43条 (専属的合意管轄)

本約款に基づく利用者とBC社との契約に関する一切の紛争については、その訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 付則 (経過措置)

本約款の規定にかかわらず、決済手数料にかかる消費税の取扱いについては、BC社が利用者に対し電子メール又はBC社のホームページでの告知等BC社が別途定める方法により一定の予告期間において告知を行い当該予告期間が経過するまでの間、BC社が別途定める決済手数料額に消費税相当額を含むものとして取り扱うものとする。

平成18年6月1日制定・施行

平成24年1月1日改定